**社会福祉法人の定款変更認可等**

**手続マニュアル**



令和３年４月　第4版

岐阜市　福祉部　指導監査課

**目次**

|  |
| --- |
| **第１　定款変更認可申請等の事務手続　　　　　　　…　 2P**１　提出先等２　提出書類３　定款変更時のチェック項目４　提出時期等５　その他書類整備の注意事項等**第２　定款変更の内容ごとの具体的な認可申請手続　…　 5P**１　社会福祉事業の変更２　公益事業及び収益事業の変更３　役員等の定数の変更４　基本財産処分を伴う基本財産の変更５　条文の変更６　その他の事項の変更**第３　定款変更届出の具体的な手続　　　　　　　　…　１０P**１　事務所所在地の変更２　基本財産の追加３　公告方法の変更 |

**〔凡例〕**

|  |  |
| --- | --- |
| 法 | 社会福祉法（昭和26年3月29日　法律第45号） |
| 規則 | 社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日　厚令第28号） |
| 審査基準 | 社会福祉法人の認可について　別紙１（平成12年12月1日　社援第2618号ほか） |
| 定款例 | 社会福祉法人の認可について　別紙２（平成12年12月1日　社援第2618号ほか） |
| 審査要領 | 社会福祉法人の認可について　別紙（平成12年12月1日　社援企第35号ほか） |

**第１　定款変更認可申請等の事務手続**

社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法人は、その目的等を定める定款について変更を生じた場合に、「所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」＜法第４５条の３６＞と定められており、定款について変更した場合は所轄庁の認可が必要です。【定款変更認可申請】

また、法第４５条の３６及び規則第４条において、定款変更の中で一定の事項については所轄庁への届出で足りるものとされています。【定款変更届出】

以下、社会福祉法人の定款変更認可申請及び定款変更届出に関する手続について、下記の５つに分けて説明します。

１　提出先等

２　提出書類

３　定款変更時のチェック項目

４　提出時期等

５　その他書類整備の注意事項等

**１　提出先等**

　岐阜市長が所轄庁である社会福祉法人（主たる事務所が岐阜市の区域内にある社会福祉法人であって、その実施する事業が岐阜市域を超えないもの）について、定款変更認可申請等の書類を「岐阜市役所　所轄担当課（法人が実施する主たる事業の担当課）」に提出してください。

　なお、所轄担当課等が不明な場合は、以下までお問い合わせください。



|  |
| --- |
| ◆問い合わせ先（所轄担当課が不明な場合）岐阜市役所　福祉部　指導監査課　指導監査係　℡(058)214-2141(直通) |

　また、定款変更は厳格に行っていただく必要がありますので、不慣れな場合等は、あらかじめ所轄担当課と相談しながら進めてください（できる限り事前協議は行うように努めてください）。

**２　提出書類**

（１）定款変更認可申請の場合

・定款変更認可申請書　　**2部（正本1部、副本１部）**

・その他添付資料**【別紙】**参照

（２）定款変更届出の場合

・定款変更届出書　　　　**１部**

・その他添付資料**【別紙】**参照

◎その他添付資料については、一般的に必要な書類のみ掲載してあります。

そのため、個々の具体的な事案により、掲載されていない他の書類が必要となる場合があります。その場合は追加資料の提出について、御了承ください。

**３　定款変更時のチェック項目**

□（１）定款変更認可申請と定款変更届出の区別は適切か。以下の事項のみの変更の場合は変更届となります。＜法第４５条の３６、規則第４条＞

|  |
| --- |
| ・事務所の所在地＜定款例第４条＞・基本財産の増加＜定款例第２８条（※）＞・公告の方法＜定款例第３９条＞ |

ただし、以上の届出事項であっても、同時に認可事項の変更が伴う場合は、定款変更認可申請の手続をしてください。

（※）基本財産である建物等について面積の変更を伴わないような改築をする場合等は、まず、基本財産を一度減ずるものとして事前に基本財産処分に係る所轄庁の承諾を得て、工事完了後、基本財産の増加に係る定款変更届が必要となります。

　また、基本財産の取り壊しを伴う改築・増築の場合で、該当部分が国庫補助等を受けている場合（補助物件）は、基本財産を一度減ずるものとして事前に基本財産処分に係る所轄庁の承諾を得て、補助に係る財産処分の承認を得る必要があります。また、工事完了後、基本財産の増加に係る定款変更届が必要となります。

□（２）評議員会及び理事会（以下「評議員会等」という）の議案作成時に、以下の２点を確認したか。

　　　　　・変更内容等の条文が定款例や法令に沿ったものとなっているか。

　　　　　・登記が必要な事項の場合、表記名や内容が適当か。（登記上の表記名、内容との一致）

□（３）評議員会等の開催に際し、また、開催後に、以下の２点を確認したか。

①定款に定める手続きを経ているか。

　　　　　 ・定款の変更には、評議員会の特別決議による承認が必要。

　　　　　　　（特別決議とは、議決に加わることができる評議員の3分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行われる決議を言う。）

　　　　　　②申請書類に不備はないか。

**４　提出時期等**

（１）定款変更認可については、岐阜市長の認可がないと効力が生じませんので、認可申請が事後にならないよう十分注意してください。＜法第４５条の３６＞

　　 特に、新たに事業を追加する場合において、事業開始前に定款の変更認可が必要となりますので、事業開始予定日の２か月前には定款変更認可申請を行うように事業計画を立ててください。

（２）定款変更届出については、評議員会等の議決を経て、定款の変更完了後、遅滞なく提出してください。

（３）既存法人が施設整備費の補助を受けて施設を経営する事業を新たに行う場合、２段階で提出していただくことになります。

　　①施設建設計画、施設建設補助金、借入金、贈与契約等必要な手続が終了した段階で、当該事業の追加を内容とする定款変更認可申請を行ってください。

　　②施設整備費の補助を受けて建物が完成し、工事費を支払い、当該建物の所有権保存登記が完了した段階で、当該建物の増加を内容とする定款変更届出（基本財産の増加）を行ってください。

◎法人内において、まずは提出書類をしっかりと確認し、十分に時間的余裕を持って提出してください。

**５　その他書類整備の注意事項等**

（１）議事録の謄本及び抄本

　　添付する議事録が大量になる場合は、定款変更に関係する部分の抄本でも差し支えありません

が、この場合は抄本である旨の証明を行ってください。

　　なお、その際の議事録について、開催日時、開催場所、出席者、議事録署名人を記載したペー

ジ及び議事録署名人が署名又は記名押印したページは省略することがないようにしてください。

　　　（例文）

|  |
| --- |
| 　本書は、　　年　　月　　日開催の理事会（評議員会）議事録の謄本（抄本）であることを証明する。　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　　〇〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　〇〇　〇〇　　 |

（２）議事録の記載内容

　　評議員会等の議事録を作成する場合、定款変更の内容が十分に理解できるよう具体的に作成し

てください。

　　記載内容が不十分で評議員会等の意思が確認できない場合は、再度評議員会等で審議していた

だくこともありますので注意してください。

　　また、例えば、新しい事業を追加したい場合において、新たに事業を行う旨の議決（予算、事

業計画等を含む）の他に、これに伴って定款変更を行う旨の議決もあわせて行い、議事録に記載

してください。

（４）関係法令等

　　社会福祉法人や社会福祉事業に関しては、毎年さまざまな法令改正や通知が出されています。

定款変更を行う場合は、再度関係法令や通知を十分検証し、遺漏のないように注意し、かつ、適

切に行ってください。

（５）登記事項

　　当該定款変更が法人の登記事項に関するものである場合、岐阜市長の認可を得た後、主たる事

務所の所在地では２週間以内、従たる事務所の所在地では３週間以内に変更の登記を行わなけれ

ばなりません。＜組合等登記令（昭和39･3･23政令２９）第3条及び第11条＞

**第２　定款変更の内容ごとの具体的な認可申請手続**

定款変更の内容ごとに、定款変更の認可申請手続について、下記の６つに分けて説明します。

１　社会福祉事業の変更

　２　公益事業及び収益事業の変更

　３　役員等の定数の変更

　４　基本財産処分を伴う基本財産の変更

　５　条文の変更

　６　その他の事項の変更

**１　社会福祉事業の変更**

（１）申請の時期

　　①事業を追加しようとする場合は、当該事業を開始するまでに定款変更の認可を受けていなければなりません。事業開始予定日の２か月前には内容が整った申請書を提出してください。

　　　なお、施設整備が伴う事業については、建設の工事請負契約締結後、速やかに定款変更の認可申請書を提出してください。事業の開始届及び指定申請の際に、当該事業が記載された定款の提出が必要となりますので、それらに間に合うように留意する必要があります。

　　②事業を廃止した場合は、直ちに決算を行い、残余財産の処分方法について決定し、遅滞なく定款変更認可申請書を提出してください。

（２）事務手続上の留意事項

　　社会福祉事業の開始及び廃止については、各種法令や通知により一定の手続きや基準が定められていますので、事前に所轄担当課（開始及び廃止する事業を所轄する課）などと十分協議して行ってください。

（３）主な認可要件

「審査基準」及び「審査要領」に定める各要件を満たしている必要があります。

　　□①事業計画及び建設計画等が、法令通知に定める要件を満たしていること。

　　または、満たしているものとして施設の設置認可や開設許可等が行われることが確実であること。＜審査基準第１－１＞

□②事業に必要な資産が確保されていること。＜審査基準第２、審査要領第２＞

　　□③社会福祉事業を適正に経営できる役員等の構成となっていること。＜審査基準第３、審査要領第３＞

（４）申請書類

　　申請書類は**【別紙】**のとおりです。

　　なお、役員等の定数の変更、基本財産の変更等をあわせて行う場合は、それぞれの事項も参照し確認してください。

　　また、事案によっては、**【別紙】**以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

**２　公益事業及び収益事業の変更**

（１）申請の時期

　　「事業を追加しようとする場合」及び「事業を廃止しようとする場合」ともに、『１　社会福祉事業の変更』の場合と同じです。

事業開始後に定款変更の認可申請を行うことや、事業廃止後、長期間にわたり定款変更認可申請手続を怠ることがないよう注意してください。

（２）事務手続上の留意事項

　　公益事業及び収益事業については、通知により事業内容等が定められていますので、安易に計画を立てることなく、評議員会等で慎重に審議を行い、事前に所轄担当課（該当事業を所轄する課）などと十分協議して行ってください。

　　特に、収益事業については、社会福祉事業又は公益事業の財源に充てる目的で行う事業に限り、認可されることを御理解ください。

（３）主な認可要件

「審査基準」及び「審査要領」に定める各要件を満たしている必要があります。

　　□①公益事業変更の場合＜審査基準第１－２、定款例、審査要領第１－２＞

　　　　・公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

・当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

・当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であるこ

と。

・社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉とは全く関係のないものを行うことは認められないこと。

・公益事業において余剰金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

・規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

　　□②収益事業変更の場合＜審査基準第１－３、審査要領第１－３＞

　　　　・法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

　　　　・事業の種類について、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。

　　　　　なお、法人税法第２条第１３号に規定される収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

　　　　・当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

　　　　・当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

　　　　・当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあり、社会福祉事業を超える規模の収益事業は認められないこと。

　　□③公益事業用財産及び収益事業財産について　＜審査基準第２－２＞

　　　　　公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

（４）申請書類

　　申請書類は**【別紙】**のとおりです。

　　また、事案によっては**、【別紙】**以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

**３　役員等の定数の変更**

（１）申請の時期

　　役員等の定数の変更に合わせて、適宜行ってください。

なお、役員等の定数の定款変更は、岐阜市長の認可がなければ効力を生じません。したがいまして、定数増による役員等（理事、監事、評議員。以下同じ。）の選任を行っても、定款変更の認可があるまでは、その者は役員等として理事会や評議員会に参加することはできません。

（２）事務手続上の留意事項

　　定款変更後の構成が、法令及び通知に定める基準を満たしていることが必要ですので、人選についても事前に十分注意してください。

（３）主な認可要件

「審査基準」及び「審査要領」に定める各要件を満たしている必要があります。

　　□①変更後の役員数が、理事については６人以上、監事については２人以上、評議員については理事の員数を超える数となっていること。＜法第４０条及び第４４条、審査基準第３－２、定款例＞

　　□②変更後の役員等の構成が、法令や通知に定める要件に合致していること。＜法第３６条、審査基準第３、審査要領第３＞

　　□③定数を増やす場合は、親族等特殊関係人の人数制限に合致していること。

　　◎定数を増やす場合、増員された役員等の任期満了日について、既存の役員等と合わせ改選時期を一緒にするため、定款附則に、以下のように規定することで認められることがあります。

　　　ただし、事前に所轄担当課まで御相談ください。

　　　（例文）

|  |
| --- |
| 　　附　則（元号）〇〇年〇〇月○○日付の定款変更認可申請に伴い増員された理事（評議員）〇名の任期は、定款第〇〇条の規定にかかわらず、（元号）〇〇年〇〇月○○日までとする。 |

（４）申請書類

　　申請書類は**【別紙】**のとおりです。

　　また、事案によっては**、【別紙】**以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

**４　基本財産処分を伴う基本財産の変更**

（１）申請の時期

　　あらかじめ、基本財産の処分承認を受けて処分を行った後、遅滞なく会計処理を行い（不動産に関しては、登記事項も要変更）、すみやかに定款変更認可申請書を提出してください。

（２）事務手続上の留意事項

　　①基本財産の処分を行う場合は、岐阜市長の「基本財産処分承認」を得る必要があります。したがって、所轄担当課と協議し、必要な手続を行ってください。

　　　※社会福祉施設の改築に当たって、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、基本財産処分承認申請を必要としないこととなっています。＜審査要領第２（５）＞

　　②理事会において、基本財産を処分すること及び評議員会で定款を変更することについて、具体的に承認議決してください。＜審査基準第２－２、定款例第１３条及び第２６条＞

③土地の追加や建物の単純な増築（既存建物の一部取り壊しを伴わないもの）等の既存の基本財産の減が全く生じない場合は、「基本財産の追加」として、定款変更の届出事項になりますので、注意してください。

　参考：基本財産の増加に関する申請、届出の種類の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建物 | 土地 | 現金 |
| 新築 | 改築 | 増築 | 解体 | 取得 | 減少 | 増加 | 減少 |
| 届出 | 認可 | 認可※ | 認可 | 届出 | 認可 | 届出 | 認可 |

　　　　　　　　　　　　　※既存建物の一部取り壊しを伴わないものは届出

（３）主な認可要件

「審査基準」及び「審査要領」に定める各要件を満たしている必要があります。

　　□①岐阜市長の基本財産処分承認を得ていること。＜審査基準第２－２、定款例第２９条＞

□②定款変更の申請内容が①の処分承認の内容と一致していること。

□③変更後、事業継続に必要な資産が確保されていること。＜審査基準第２、審査要領第２＞

（４）申請書類

　　申請書類は**【別紙】**のとおりです。

　　また、事案によっては**、【別紙】**以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

**５　条文の変更**

（１）申請の時期

　　定款の条文変更に合わせて、適宜行ってください。

（２）事務手続上の留意事項

　　事前に法人内で、認可後に変更を要する部分や対応しなければならない部分について、十分に確認しておいてください。

（３）主な認可要件

　　□①評議員会等で議決されていること。

なお、議事録で、確実に内容説明等が行われていたかを確認します。

（４）申請書類

　　申請書類は【別紙】のとおりです。

　　また、事案によっては、【別紙】以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

**６　その他の事項の変更**

　　詳しくは所轄担当課（実施事業を所轄する課）にお問い合わせください。その際に、必要な資料等を要請します。

**第３　定款変更届出の具体的な手続**

法第４５条の３６及び規則第４条において、定款変更の中で一定の事項については所轄庁への届出で足りるものとされています。

定款変更の届出について具体的な手続を、下記の３つに分けて説明します。

　１　事務所所在地の変更

２　基本財産の追加

　３　公告方法の変更

**１　事務所所在地の変更**

（１）届出の時期

　　法人の事務所所在地の変更登記終了後、遅滞なく提出してください。

（２）届出書類

　　届出書類は**【別紙】**のとおりです。

　また、事案によっては**、【別紙】**以外の資料等の提出を追加で提出していただく場合があり

ますので、御承知ください。

**２　基本財産の追加**

（１）届出の時期

　　基本財産を増やした場合、遅滞なく会計処理を行い（不動産に関しては、登記事項の変更も必要）、すみやかに届出書を提出してください。

（２）事務手続上の留意事項

　　基本財産の変更について、次に掲げるような既存の基本財産に係る単純な増加（※）は届出書の提出を行ってください（認可申請は不要）。

|  |
| --- |
| ①現金の増加②土地の追加取得③建物の新築及び既存建物の一部取り壊しを伴わない増築 |

　　　※単純な増加とは

　　　　既存の財産の変更ではなく、まったく新しい財産を取得した場合を指します。そのため、建物の改築や増築（既存建物の一部取り壊しを伴うもの）等既存の基本財産に変更を加える増加は単純な増加には該当しません。

　参考：基本財産の増加に関する申請、届出の種類の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建物 | 土地 | 現金 |
| 新築 | 改築 | 増築 | 解体 | 取得 | 減少 | 増加 | 減少 |
| 届出 | 認可 | 認可※ | 認可 | 届出 | 認可 | 届出 | 認可 |

　　　　　　　　　　　　　　※既存建物の一部取り壊しを伴わないものは届出

◎財産処分を伴う基本財産の変更の場合は、「基本財産処分承認申請」し、承認後「定款変更認可申請」をする必要があります。

（３）届出書類

　　届出書類は**【別紙】**のとおりです。

　　また、事案によっては**、【別紙】**以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

**３　公告方法の変更**

（１）届出の時期

　　理事会、評議員会において議決後、直ちに届出書を提出してください。

（２）事務手続上の留意事項

　　事前に法人内で、届出後に変更を要する部分や対応しなければならない部分について、十分に

確認しておいてください。

（３）届出書類

　　届出書類は**【別紙】**のとおりです。

　また、事案によっては**、【別紙】**以外の資料等の提出が必要となる場合がありますので、御承知ください。

平成２５年３月　初版

平成２６年１月　第２版

平成２９年３月　第３版

令和３年２月　第４版